

平成31年3月

平成29年11月の標準貨物自動車運送約款等  
の改正前の旧標準約款を使用している事業者 各位

内閣府沖縄総合事務局運輸部

### 商法改正に伴う約款の変更手続に関する通知

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法改正の趣旨を反映させるべく標準貨物自動車運送約款等を改正したところであり、新商法の内容を反映した約款に移行する手続が必要となります。この機会に、平成29年11月に、取引環境の改善を図るべく運賃と料金を区分して収受する旨を内容とする改正を行ったことを踏まえ、新標準約款へ移行していただきますようお願い致します。なお、昨年12月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」では、運賃と料金を区分して収受する旨を含まない約款を原則として認可しないこととなっています。

今後、新標準約款を使用するにあたっては、新標準約款を主たる事務所その他営業所に掲示していただく必要がございます。

また、貴社（貴殿）においては、平成29年11月の改正の趣旨を含む約款とはなっていないため、上記の手続に加え、運賃と料金を区分して設定し、運賃及び料金の変更届出を行っていただく必要がございます。手続についてご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

本通知と行き違い等で手続を完了されている場合にはご容赦願います。

#### 【お問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局運輸部：098-866-0031

（諸手続き関係）陸上交通課（内線85364）

（行政処分関係）監査指導課（内線85402）

H29.11.4 運送約款改正ご案内ホームページ

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr4\\_000020.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000020.html)

※上記 URL より改正概要・申請書様式・Q&A 等をご覧いただけます。

○商法改正を反映させた標準運送約款を使用する場合は、新標準約款の掲示が必要です。

商法改正に伴う標準約款改正後

新標準約款を使用する

必要な作業

①改正告示後の新標準約款を主たる事務所その他営業所に掲示する

②運賃及び料金の変更届出を行う(必要な者のみ※1)

※1 H29.11.4改正の趣旨を含まない約款を使用している事業者については、改正後の標準約款を使用するには、運賃料金の変更届出が必要となります。

(その他:独自の約款を使用している場合)

○商法改正の趣旨を踏まえ、運送約款の変更の認可を受けなければなりません。  
その場合の手続きとしては、①認可申請、②認可後の約款の掲示が必要です。

# 標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う 運賃料金設定(変更)届出様式例

## <運賃料金設定(変更)届出様式例について>

平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車運送約款等の改正に伴い、貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者が運輸支局に届出していただく「運賃料金設定(変更)届出書」の様式例を定めましたのでご活用ください。

## <留意点>

○本様式例は平成11年公示の運賃・料金を現在使用している事業者の方向けに作成しているため、当該公示運賃・料金を現在使用していない事業者の方については、各自で作成してください。

○本様式はあくまで一例であるため、運賃・料金の設定及び適用方法については事業形態に合った形で設定してください。

平成29年度 国土交通省

＜待機時間料、積込料及び取卸料の設定に係る届出様式＞  
(平成11年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

年 月 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所  
事 業 者 名  
代 表 者 名 ⑤  
電 話 番 号

運賃料金設定(変更)届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定(変更)したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称

住 所

代 表 者 名

2. 事業の種別

一般貨物自動車運送事業

特定貨物自動車運送事業

軽貨物自動車運送事業

(※該当する事業に☑を入れてください。)

3. 設定(変更)した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国

その他( )

(※該当する事項に☑を入れてください。)

4. 設定(変更)した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類 (新設)積込料及び取卸料、待機時間料  
(削除)車両留置料  
(変更)実費負担

運賃及び料金の額 別紙 ①

適用方法 別紙 ②

5. 実施年月日

平成29年11月4日より実施

6. 変更を必要とした理由

標準貨物自動車運送約款の改正により、新たに待機時間料、積込料及び取卸料が規定され、約款に従い料金を収受するため。

**<運賃料金変更届出書の様式>**  
 (平成11年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

<別紙①>

**【積込料及び取卸料について】**

(新)

	上限	下限
○時間ごとに	○円	○円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を收受  
 ※作業員1人あたりの料金

(旧)

新設

**【待機時間料について】**

(新)

	上限	下限
○分を超える場合において○分までごとに	○円	○円

(旧)

新設

**【車両留置料について】**

(新)

削除

(旧)

車種別 時間	1トン車 まで		2トン車 まで		3トン車 まで		4トン車 まで		5トン車 まで		6トン車 まで	
	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
30分まで ごとに	1,230円	1,120円	1,360円	1,240円	1,460円	1,330円	1,560円	1,420円	1,710円	1,560円	1,880円	1,710円
車種別 時間	8トン車 まで		10トン車 まで		12トン車 まで		14トン車 まで		14トン車を超え2トン を増す車種ごとに			
	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
30分まで ごとに	2,140円	1,950円	2,360円	2,150円	2,460円	2,240円	2,660円	2,420円	200円	180円		

**<運賃料金適用方設定届出の様式>**  
**(平成11年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)**

<別紙②>

**【積込料及び取卸料について】**

(新)

19-1. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。

(1)車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

(2)作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。

(3)積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

(旧)

新設

**【待機時間料について】**

(新)

19-2. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(旧)

新設

**【車両留置料について】**

(新)

削除

(旧)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により留置された時間(貨物の積込又は取卸しの時間を含みます。)が下記(3)の車両留置時間を超える部分については、所定の車両留置料を収受します。

(1)1回の運送において2箇所以上で積込み又は取卸しが行われる場合の作業時間は、それぞれについて合計するものとします。

(2)引越荷物については所定の時間の50%増とします。

(3)車両留置時間

車種別	3トン車まで	3トン車を超え 6トン車まで	6トン車を超え 12トン車まで	12トン車を超え4ト ンを増す車種まで ごとに
発地又は 着地ごとに	50分	60分	90分	20分

**【実費負担について】**

(新)

25.荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

(旧)

25.荷役機械使用料、荷役作業員料、横持ち、縦持ち、はい付け等、荷役に伴う費用は、実費として収受します。ただし、次に掲げる費用はこの限りではありません。

(1)車上における貨物の整理、積付け及びこれに附帯する業務(ロープ、シートかけ等)

(2)1個の貨物の重量が30キログラム以下の場合であって19の(3)の車両留置時間内において運転者が行う積卸作業